

平成23年度特定侵害訴訟代理業務試験

論点〔事例問題1〕

問1 起案

1. 別用途ステップ用具の構成の特定と本件発明の構成要件との対比（特に、構成要件Cの充足性の有無）
2. 均等成立第1要件（非本質的部分）の具体的基準と当てはめ
3. 消尽と新たな製造行為との関係（最判平成19年11月8日民集61巻8号2989頁参照）

問2 小問

- (1) 債権譲渡の対抗要件としての「通知」は、「譲受人」ではなく「譲渡人」によるものでなければならないこと（民法第467条第1項）、及び第三者対抗要件たる確定日付のある通知（同第2項）が競合した場合の優劣関係を問うもの。
- (2) 「訴訟物」の意味するところと、権利根拠規定（民法第709条）の理解、及び不法行為たる特許権侵害に基づく損害賠償請求の要件事実の理解、とりわけ、「過失」要件の位置付け（過失の推定規定（特許法第103条、暫定真実））の理解を問うもの。